

振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める
地域の指定等

平成24年3月30日告示第102号

改正 平成27年7月3日告示第170号

振動規制法（昭和51年法律第64号。以下「法」という。）第3条第1項及び第4条第1項並びに振動規制法施行規則（昭和51年総理府令58号。以下「規則」という。）別表第1の付表第1号並びに別表第2の備考1及び2の規定に基づき、振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域、当該地域内の特定工場等において発生する振動に係る時間及び区域の区分ごとの規制基準、規則別表第1の付表第1号イからニまでに該当する区域、規則別表第2に規定する第1種区域及び第2種区域並びに同表に規定する昼間及び夜間の時間を月のように定め、平成24年4月1日から適用する。

なお、関係図面は、環境部環境課の事務室において一般の縦覧に供する。

- 1 振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域は、次に掲げる地域とする。
 - (1) 本市の地域のうち都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する用途地域（同号に規定する工業専用地域（以下「工業専用地域」という。）を除く。）
 - (2) 本市のうちみなみ町の全域及び旭が丘の一部の地域
- 2 指定区域内の特定工場等において発生する振動に係る時間及び区域の区分ごとの規制基準は、次の表のとおりとする。ただし、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第108号）第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園（次項において「学校、病院等」という。）の敷地の周辺おおむね50メートルの区域内における規制基準は、当該各欄に定める当該値から5デシベルを減じた値とする。

時間の区分 区域の区分	昼間	夜間
	(午前 8 時から 午後 8 時まで)	(午後 8 時から 翌日午前 8 時まで)
第 1 種区域	6 0 デシベル	5 5 デシベル
第 2 種区域 (A)	6 5 デシベル	6 0 デシベル
第 2 種区域 (B)	7 0 デシベル	6 5 デシベル

備考

- 1 デシベルとは、計量法（平成 4 年法律第 5 1 号）別表第 2 に定める振動加速度レベルの計量単位をいう。
- 2 騒音の測定は、計量法第 7 1 条の条件に合格した振動レベル計を用い、鉛直方向について行うものとする。この場合において、振動感覚補正回路は、鉛直振動特性を用いることとする。
- 3 振動の測定方法は、次のとおりとする。

(1) 振動ピックアップの設置場所は、次のとおりとする。

- ア 緩衝物がなく、かつ、十分踏み固め等の行われている堅い場所
- イ 傾斜及びおうとつがない水平面を確保できる場所
- ウ 温度、電気、磁気等の外囲条件の影響を受けない場所

(2) 暗振動の影響の補正は、次のとおりとする。

測定の対象とする振動に係る指示値と暗振動（当該測定場所において発生する振動で当該測定の対象とする振動以外のものをいう。）の指示値の差が 1 0 デシベル未満の場合は、測定の対象とする振動に係る指示値から次の表の上欄に掲げる指示値の差ごとに同表の下欄に掲げる補正値を減ずるものとする。

指示値の差	補正値
3 デシベル	3 デシベル
4 デシベル	2 デシベル
5 デシベル	
6 デシベル	1 デシベル
7 デシベル	
8 デシベル	
9 デシベル	

- 4 振動レベルの決定は、次のとおりとする。
 - (1) 測定器の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
 - (2) 測定器の指示値が周期的又は間欠的に変動する場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
 - (3) 測定器の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、5秒間隔、100個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の80パーセントレンジの上端の数値とする。
- 5 第1種区域とは、都市計画法第8条第1項第1号に規定する第1種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域並びに前項第2号から第4号までに掲げる地域をいい、第2種区域（A）とは、同条第1項第1号に規定する近隣商業地域、商業地域及び準工業地域をいい、第2種区域（B）とは、同号に規定する工業地域をいう。
- 6 その属する区域の区分が変更された際、現に設置されている特定工場等（設置の工事が開始されているものを含む。以下同じ。）であって、変更後の区域の区分に係る規制基準の値が変更前の区域の区分に係る規制基準の値未満となるものについては、前号の規定にかかわらず、当該変更の日から起算して1年を経過する日までの間は、変更前の区域の区分の区域内に設置されているものとみなす。
- 7 工業専用地域であった地域が引き続いて指定地域（第2種区域（B）として指定された地域を除く。）となった際、現に設置されている特定工場等については、第5号の規定にかかわらず、指定地域となった日から起算して1年を経過する日までの間は、第2種区域（B）の区域内に設置されているものとみなす。
- 8 一の地域が指定地域（第1種区域として指定された地域に限る。）となった際、現に設置されている特定工場等（前号に規定する特定工場等を除く。）については、第5号の規定にかかわらず、指定地域となった日から起算して1年を経過する日までの間は、第2種区域（A）の区域内に設置されているものとみなす。
- 9 第6号から前号までに規定する特定工場等のうち法第8条第1項の規定による届出がされたものであって、それぞれ第6号の当該変更の日又は第7号若しくは前号の指定地域となった日から起算して1年を経過する日までの間に当該届出に係る工事が完了したものについては、第6号から前号の規定は、当

該工事が完了した日以後は、適用しない。

- 3 規則別表第1の付表第1号イからニまでに該当する区域は、前項に規定する第1種区域及び第2種区域(A)の全域並びに同項に規定する第2種区域(B)の区域内に所在する学校、病院等の敷地の周囲おおむね80メートルの区域内とする。
- 4 規則別表第2に規定する第1種区域は、2の項に規定する第1種区域とし、同表に規定する第2種区域は、同項に規定する第2種区域(A)及び第2種区域(B)とする。
- 5 規則別表第2に規定する昼間の時間は、午前7時から午後8時までとし、同表に規定する夜間の時間は、午後8時から翌日の午前7時までとする。